

農業委員会定例会 3月

1. 開催日時 令和5年3月20日 午後4時00分～

2. 開催場所 公共の宿ふるさと荘 交流センター

3. 欠席委員 2番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

(2) 協議事項

農地利用最適化推進委員の辞任等について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、10番委員、11番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	はじめに、議案の差替えと追加があります。差替え及び追加箇所は、議案（図面）の9ページになります。 1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畠 537 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]の現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	近所に家があるので、きれいにしてくれたら問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畠 439 m ² と [REDACTED]畠 518 m ² の計2筆957 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培

	する計画となっています。[REDACTED]の現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
12番委員	こちらから[REDACTED]に連絡をしました。現在畠はちゃんと耕作できていて、[REDACTED]とか[REDACTED]とかを下の[REDACTED]が耕作しています。[REDACTED]さんは、[REDACTED]だそうで、将来的にはフリースクールで生徒に農業を教えたいとのことです。[REDACTED]を植えるということですが、そのあたりは本人と連絡が取れてないので分からぬ状態です。耕作はしていますので、今のところは大丈夫です。
議長	[REDACTED]とは、どのようなものでしょう。[REDACTED]のことですか。
10番委員	[REDACTED]が[REDACTED]とか作っています。
事務局	この申請を持って来られた行政書士の方が言うには、また聞きにはなりますが、[REDACTED]は[REDACTED]という法人に就職され、申請地にも通いながら経営されることがあります。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畠 88 m ² と [REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 380 m ² と

■在住の■さん所有の
■畠 1,021 m² と
■在住の■さん所有の
■畠 280 m² と
■在住の■さん所有の
■畠 1,070 m² の
計 5 筆 2,839 m²について、■の■が、
隣接する宅地 (■ 143.30 m²) と併せて■を建築するための転用
申請となっています。

■は、■と■の 2 つの診療所を経
営するほか、有料老人ホームの経営や介護保険法に基づく各種業務を行つ
ており、外国人留学生の増加により現状の施設で対応できなくなっている
ため、計 41 台分の駐車場も整備した、■
■を建築することとしています。

転用に係る造成については、西側以外に 0.5 メートルから 1 メートルのコ
ンクリート擁壁を設置し、5 センチメートルのアスファルト舗装を行う計
画となっています。また、雨水については西側のため枠を利用し、汚水に
ついては合併浄化槽を設置し、いずれも西側水路に排水する計画となっ
ています。

申請地は第 2 種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に
問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い
と判断しています。

また、本転用案件は、その面積が 2,000 m² 以上であるため、香川県農業会
議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聞くこととなりま
す。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員

ここは現在、ほとんど荒れていて、イノシシ等も出ているようですが、
田畠ではなく■になるので、良くなるような気がします。道から段差
があり、大丈夫かとは思うのですが、近所の■という方に確認した
ところ、雨水がちょっと心配で、畠の間に水路があり、これがどういう処
置がされますか。ほぼ土が入って水の流れるような環境ではなくなるよう
な気がするのですが、そのあたりはちょっと指導をしていただきたいで

	す。ですので、転用の前に住民の方にそういう説明会を開く必要があるかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
事務局	地元土地改良区にはどの案件についても意見をもらっておりまして、あと転用面積が 2,000 m ² を超えてきたら隣接農地関係者にも同意を取っていて、今回取れる見込みで進めていると聞いています。また、周辺住民への説明会の開催については聞いていません。水路については、占有か払い下げの申請が必要と土地利用計画に書いています。
1 番委員	あと 1 点、[REDACTED]さんの土地に駐車場を作るようになっていますが、進入路がどうなるのか、[REDACTED]からは、東側から入るところは一部自分の土地があり広くしているので、何もそのあたりの説明を受けていないと聞かれました。
事務局	併せ利用地の方から入っていくとは聞いていますが、[REDACTED]の言われている昔の保育所であった学童の方からの進入もあるか、確認できていないので、行政書士を通じて確認しておきます。
1 番委員	図面を見る限り、南の方からはその駐車場に入れないように思います。
議長	常設委員会は今度 28 日ですね。それまでにそのあたり確認しておく必要があります。
1 番委員	近辺の人にも説明してもらっといたほうがいいです。
事務局	農地転用においては、隣接農地について同意を要しても、近隣住民への同意は必要ありませんが、委員さんからそのような意見があった旨は伝えようと思います。
議長	他に意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	ご異議がないようでございますので、農業委員会としては一応申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畳 176 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]が、[REDACTED]を整備するための 転用申請となっています。 [REDACTED]は、国道の拡幅工事により現在の事務所兼作業場、資材置 場・駐車場の一部が用地買収地に入るため、事務所から近隣の代替地に[REDACTED] を確保することとしています。 転用に係る造成については、既存コンクリート擁壁を利用し、切土、盛土 はなく、転圧のみ行う計画となっています。また、雨水については自然浸 透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に 問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い と判断しています。
議長	地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。
事務局	こちらは次の議案でも出てくる案件にも関係して、譲渡人の[REDACTED]がこ の所有地も買ってほしいという意向があったもので、問題はないとのことで2番委 員はおっしゃっていました。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、 事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 260 m² について [REDACTED] の[REDACTED]さんが、隣接する宅地 ([REDACTED] 336.38 m²) と併せて [REDACTED] を建築するための転用申請となっています。 [REDACTED] は、現在、[REDACTED] で1人で [REDACTED] を営みながら暮らしていますが、国道の拡幅と町道の側溝付替え工事により、その用地の一部が用地買収地に入り、建物の建替えが必要となったため、現在の住宅兼店舗の隣接地を代替の建替え用地として確保し、買収残地と併せて利用した [REDACTED] [REDACTED] を確保することとしています。</p> <p>転用に係る造成については、南側に約0.90メートルまでのコンクリート擁壁を設置し、花崗土で約0.58メートルまでの盛土を行い、コンクリート舗装で東側を勾配1:0.03とする計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側河川に排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	こちら先ほど問題ないとあった議案に関係したものですが、この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 186 m² について [REDACTED] の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	ここはすでに [REDACTED] がだいぶ前から [REDACTED] を植えられており、更新なので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 田 574 m ² について [REDACTED] の [REDACTED] さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	[REDACTED] が更新なんんですけど、昔の島花園というガラス団地があるので、ここが一番東に位置するところにあります。[REDACTED] については、[REDACTED] を栽培している熱心な農業者であり、全く問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、

	事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畠 429 m ² と [REDACTED]畠 167 m ² の計2筆596 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	この土地はもともと[REDACTED]が[REDACTED]を作っていました、あまりできなくなつたために、[REDACTED]さんにお願いして5年ほど耕作してきて引き続き行うため、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]田 592 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]が、以前の[REDACTED]さんから変更して引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は約9年11月間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。	
職務代理	この土地は更新ですが、[REDACTED]のところにハウスは[REDACTED]が建てて[REDACTED]の栽培をしており、全く問題ありません。	
議長	この件について意見はありますか。	
委員一同	ありません。	
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、3番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。	
【3番委員退席】		
それでは、事務局から説明をお願いします。		
事務局	5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 704 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。	
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。	
職務代理	これも更新で[REDACTED]ですし、現場も確認しましたが、熱心にされておりますので問題ないと思います。	
議長	この件について意見はありますか。	
委員一同	ありません。	

議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
【3番委員着席】	
3番委員	3番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
事務局	続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、■在住の■さん所有の ■田 651m ² について ■さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となってい ます。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	この件につきましては更新でございまして、ここ数年■が栽培して いますが、■につきましては、もともと■出身ですが■に引 っ越ししてもう帰ってこないので、もう誰も耕作する人はいないというこ とで■が借り受けて水稻をされており、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、■在住の■さん所有の ■田 504m ² について ■の■さんが、引き続き借り受けるものです。

	申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	この件につきましても先ほどの件と近くにある件でして、先ほどと一緒に所有者は[REDACTED]ということで、[REDACTED]が借り受けて[REDACTED]栽培するということです。これも更新でございまして、問題はありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 焚 500 m ² と [REDACTED] 焚 464 m ² の計2筆964 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
8番委員	[REDACTED]がもう何年も作っていて、次は更新で10年間なんですが、きれいに栽培すると思いますので問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同	いません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	9番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 1,225 m ² について [REDACTED] の [REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって います。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	図面の方をご覧になっていただくと、[REDACTED]の駐車場となっております が、実際は[REDACTED]が植わっています。賃借料がちょっと高いんですけど、事務局の方に確認してもらったら、昔駐車場だったのでそれで高いとのことでした。問題はないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	10番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 169 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借 入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]に貸し付けるもので

	<p>す。</p> <p>申請地では、██████を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっていきます。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	こちらのほうは██████が作っており、今回農地機構を使っての継続ということで、全く問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の11番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	11番は、█████在住の█████さん所有の ██████ 畑 511m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である██████の██████に貸し付けるものです。 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
議長	地元委員さんは欠席です。
事務局	所有者の██████については地元委員も知っている方で、申請地は前から別の人気が借りて作っていたところであり、今回は██████の██████が作ってくれるということなので、問題ないと2番委員から聞いていま

	す。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたが、協議事項（農地利用最適化推進委員の辞任等）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	農地利用最適化推進委員の [REDACTED] から、令和5年3月9日に一身上の都合により委員を辞任したいとの辞表の提出がありました。辞任の理由については、本人が身体的に業務ができない状態であるとのことを確認しています。農業委員会等に関する法律第23条で、「正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」となっていますので、農業委員会の同意を求めるものです。
議長	皆さん方もうすうす聞かれているのではないかと思いますが、かなり悪い状態だと聞いています。 この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	それでは、本推進委員の辞任について同意することとします。これにより、農地利用最適化推進委員に欠員が生じることとなりました。
委員一同	異議ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、同意することとします。これにより、農地利用最適化推進委員に欠員が生じることとなりました。 続いて、事務局から説明をお願いします。
事務局	先ほど辞任の同意が得られたことにより、[REDACTED] は本日をもって辞任することとなり、農地利用最適化推進委員が1名欠員することとなります。

	<p>小豆島町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程では、第10条で「解嘱、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、速やかに当該地区推進委員の補充に努めるものとする。」と規定されており、欠員の補充についても諮ることとします。なお、委員の補充にあたっては、通常の推進委員の選任手続と同様に、推薦・募集等の手続を行うこととなり、順当に委員が選出されれば最速で来月に農業委員会の議決を得て選任される見込みで、補欠委員の任期は辞任した委員の残任期間となるため、現委員の任期が令和7年3月31日までとなっていますので、補充された場合2年間の任期となります。</p>
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	それでは補充の委員を募集することで問題ないかと思いますが、4月の農業委員会で新委員について諮るということでよろしいでしょうか。
委員一同	問題ありません。
議長	<p>欠員補充することと決定します。地元では、次の委員候補について動いているようなこともうすうす聞いています。</p> <p>それでは、いったん定例会を閉会します。</p> <p>職務代理者閉会のあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>ご審議ありがとうございました。本日は天気もよいですが、どうやら明日からしばらく雨が続くようです。そういうことで非常に農作業も忙しい中、ご出席いただきまして、またスムーズなご審議ありがとうございました。</p> <p>これで定例会を閉会とします。</p>
	閉　　会　　午後5時01分

議長 会長

議事録署名人 10 番

議事録署名人 11 番